

## 墨田区債券運用指針

平成 14 年 3 月 14 日付け 13 墨収第 260 号 平成 14 年 4 月 1 日適用  
平成 27 年 2 月 19 日付け 26 墨会第 503 号 平成 27 年 3 月 1 日適用  
平成 27 年 9 月 15 日付け 27 墨会第 252 号 平成 27 年 9 月 1 日適用  
平成 30 年 2 月 8 日付け 29 墨会第 478 号 平成 30 年 2 月 8 日適用  
平成 31 年 2 月 8 日付け 30 墨会第 392 号 平成 31 年 2 月 8 日適用  
令和 8 年 2 月 13 日付け 7 墨会第 962 号 令和 8 年 2 月 13 日適用

1. 債券の選択に係る判断の優先順位は、次のとおりとする。
  - (1) 安全性（元本償還の確実性）
  - (2) 流動性（適切な運用期間の設定及び資金需要に応じた現金化の確実性）
  - (3) 利回り（有利性の追求）
  - (4) PRI【責任投資原則】（環境・社会・ガバナンスのESG課題を考慮）
2. リスクを最小限に抑えるため、次の方法をとる。
  - (1) 信用リスクへの対応  
購入する債券は、国債・地方債・政府保証債・財投機関債等（財投機関債・地方公共団体金融機構債・高速道路会社債）とする。ただし、財投機関債等については、発行体格付が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第36項に規定する信用格付業者のうち少なくとも1社の長期格付が国債の格付と同等以上の格付であるものに限る。
  - (2) 債券価格変動リスクへの対応  
当該債券の償還期限まで保有することを前提にした債券購入を原則とする。ただし、次に掲げる場合には、売却することができる。
    - ア 資金の安全性を確保するために必要な場合
    - イ 資金の流動性を確保するためにやむを得ない場合
    - ウ 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、当該商品の入替えを行う場合
  - (3) その他のリスクへの対応  
金利変動リスク、流動性リスクを考慮した上で、有利性を追求するため、購入する債券は、満期償還までの残存期間が概ね20年を超えない債券とし、かつ償還時期の分散に努めるものとする。
3. 債券購入に当たっては競争性及び公平性を確保した上で、金融機関等の中から引き合い等により購入する。ただし、公金運用基準第9条第2項第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当しない金融機関を除く。
4. 購入債券は償還額に利子収入を加えた額が、購入時に要した額を上回る債券とする。
5. 債券の購入、満期若しくは期間中売却等により運用債券の受払いを行うときはその受払いを債券受払簿に記帳するとともに、債券ごとに債券個別管理票を備えて整理する。
6. 運用益は本指針に基づく市場運用の結果である。従って、期間を定めた運用益の目標は設定しない。